

半田市若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業 Q & A

No.	区分	質問	回答
1	補助対象	具体的にどのような内容が補助の対象となりますか。	<p>補助対象は、下記のサービスです。</p> <p>①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護</p> <p>②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置</p> <p>③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分</p>
2	補助対象	サービス等の一部に、既に他の保険等を受けている場合は対象外ですか。	<p>本制度は、40歳未満の終末期のがん患者の方が、在宅で療養生活を送る際に、介護保険と同等の在宅サービスを利用する費用の負担軽減を図ることを目的としています。このため、他の制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。</p> <p>なお、個人で加入している保険による給付を受けていることは問いませんので、全額補助対象となります。</p>
3	補助対象	訪問看護等で既に医療保険制度の適用を受けている場合は対象外ですか。	<p>医療保険制度の適用を受けて訪問看護等を利用した費用については、自己負担分を含めて全て対象外となります。</p> <p>ただし、医療保険制度の適用を受けずに、自費で全額自己負担した場合については、本制度を利用することも可能です。</p>
4	補助対象	サービスの提供事業者に指定はありますか。	指定はありません。
5	補助対象	健常な介護者（同居人）がいる場合、訪問介護のうち生活援助は対象外ですか。	健常な介護者（同居人）がいる場合においても、生活援助を利用することができます。その場合、本人のために行う援助が対象となります。なお、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外です。
6	対象者	どのような疾患の方が対象となりますか。	<p>全国がん登録の届出対象となる以下の疾患を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） <p>境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍</p>

			・消化管間質腫瘍
7	補助額	補助額の端数はどうなりますか。	千円未満切り捨てとなります。
8	補助額	在宅サービス等に係る消費税は補助対象ですか。	補助の対象となります。
9	申請	医師による意見書でかかった文書料などは補助の対象ですか。	補助の対象となりません。
10	申請	承認申請はいつまでに行う必要がありますか。	利用の前までに申請を行う必要があります。 まずは、お電話にてご相談ください。 【申請から支払いまでの流れ】 ①承認申請（申請者→市町村） ②承認決定の通知（市町村→申請者） ③サービスの利用（申請者） ④サービスの利用料の支払い（申請者） ⑤交付申請及び補助金の請求（申請者→市町村） ⑥交付決定 ⑦申請者への支払い（市町村→申請者）
11	申請	代理申請は可能ですか。	同居の家族等の申請が可能です。その場合、利用者との関係が分かる証明書等の提出をお願いします。
12	申請	利用資格に有効期間はありますか。	申請後、一年を経過した場合は、再度医師による意見書の提出をお願いします。
13	請求	領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者（対象者）の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）発行者の住所及び電話番号の記載が必要です。
14	請求	領収書の氏名が申請者（対象者）本人ではない場合、どうすればよいですか。	納品書や明細書など対象者が利用（購入）したことが分かる書類の写しを添付してください。
15	請求	領収書に品名が書かれていない場合、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など利用（購入）内容が分かる書類の写しを添付してください。
16	請求	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	店舗などによってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。 【サービス（購入）内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等 【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等

17	請求	領収書を他にも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	原本の確認は必須となります。申請時に原本の提出をお願いします。窓口で内容を確認した後に原本を返却します。その際、本事業による補助金を申請済である旨を記載して返却します。
18	請求	請求書は毎月提出する必要はありますか。	利用月単位での請求となりますが、一定期間をまとめて行うことも可能です。
19	請求	申請者が市へ請求する基準日（請求単位）はどのようなのですか。	利用月単位で、対象経費（上限6万円）の9割を請求してください。実際にサービスを利用した日（購入日）がその月の請求の単位となります。 （例）4/1～4/30 利用分⇒4月利用分として請求
20	請求	請求に期限はありますか。	承認決定日から、利用料を請求しないまま2年が経過した場合は、請求できません。
21	請求	事業者が直接費用を受け取る方法での支払いは可能ですか。	償還払いとなります。事業者への支払いはできません。
22	請求	利用途中に利用者が40歳を迎えた場合はどうしたらよいですか。	40歳の誕生日の前日から介護保険制度が適用されます。 40歳になった月においては、誕生日の前々日までの利用分の領収書の発行を事業所にお願ひしてください。